

オフィスでんき 119 太陽光買取サービス(市場連動)契約約款

2025 年 5 月 1 日実施

オフィスでんき 119 太陽光買取サービス(市場連動)契約約款

目次

I 総則.	
1 適用.....	2
2 本買取約款の変更.....	2
3 定義.....	3
4 単位および端数処理.....	3
5 実施細目.....	3
II 買取契約の申込み	
6 買取契約の要件.....	3
7 買取契約の申込み.....	4
8 買取契約の成立および契約期間.....	4
9 電気方式または標準周波数等.....	4
10 買取契約の単位.....	4
11 電力買取の開始.....	4
12 承諾の限界.....	4
13 買取契約書の作成.....	4
III 買取料金の算定および支払い	
14 買取料金.....	5
15 買取料金の適用開始の時期.....	5
16 買取料金の算定期間.....	5
17 買取電力量の計量等.....	5
18 買取料金の支払方法.....	5
19 電気料金の支払い期日.....	5
IV 電力買取	
20 適正契約の保持.....	5
21 電力買取の停止または制限もしくは中止.....	5
22 損害賠償等.....	6
23 電力買取にともなう発電者の協力.....	6
V 買取契約の変更および終了	
24 買取契約の変更.....	6
25 買取契約の解約等.....	6
26 買取契約終了後の債権債務関係.....	7
VI 工事費負担金等相当額	
27 工事費負担金等相当額.....	7
28 工事費負担金等相当額の申し受けおよび精算.....	7
VII その他	
29 守秘義務.....	7
30 発電者に係る個人情報の利用.....	7
31 反社会的勢力の排除.....	8
32 管轄裁判所.....	8
33 誠実協議.....	8
附則(実施期日).....	8

オフィスでんき 119 太陽光買取サービス(市場連動) 契約約款

I 総則

1. 適用

- (1) このオフィスでんき 119 太陽光買取サービス(市場連動) 契約約款(以下「買取約款」といいます。)は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に発電者の太陽光発電設備(以下「当該発電設備」といいます。)を電氣的に接続(以下「系統連系」といいます。)し、発電者自らが消費する電力を除いた電力(当該発電設備から発生する電気に限るものとし、以下「買取電力」といいます。)を一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して当社が買取するときの契約(以下「買取契約」といいます。)条件を定めたものです。
- (2) 本買取約款は、次の地域に適用いたします。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

区域の名称	対象となる地域
東北エリア	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県
東京エリア	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県(富士川以東)
中部エリア	愛知県、岐阜県(一部を除きます。)、三重県(一部を除きます。)、静岡県(富士川以西)および長野県
関西エリア	京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県(赤穂市福浦を除く)、奈良県、和歌山県および福井県(三方郡美浜町以西)、三重県(熊野市、南牟婁郡紀宝町、南牟婁郡御浜町)、岐阜県(不破郡関ケ原町の一部)
中国エリア	鳥取県、島根県(隠岐諸島〔島後、中ノ島、西ノ島および知夫里島〕を除きます。)、岡山県、広島県、山口県(見島を除きます。)、兵庫県のうち赤穂市福浦、香川県のうち小豆郡、香川郡直島町、愛媛県のうち越智郡、今治市の一部(吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前)
九州エリア	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県および鹿児島県

- (3) 本買取約款は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第 9 条第 1 項に定める認定を受けた太陽光発電設備を除いたすべての太陽光発電設備に適用いたします。

2. 本買取約款の変更

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、効力発生日を定めて、本買取約款を変更することができるものとします。この場合、契約期間満了前であっても、効力発生日後は、買取料金その他の供給条件に対して、変更後の買取約款が適用されることとなります。
- ① 託送供給等約款およびその他の供給条件の変更により、本買取約款の変更が必要な場合
 - ② 法令、条例、規制等の制定または改廃により、本買取約款の変更が必要な場合
 - ③ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合
 - ④ 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインの変更により、本買取約款の変更が必要な場合
 - ⑤ 電力広域的運営推進機関の業務規程または送配電等業務指針の変更により、本買取約款の変更が必要な場合
 - ⑥ 電力市場における卸電力の価格の変動、石油等の燃料価格の変動等により、買取電力量料金単価の変更が必要と当社で判断した場合
 - ⑦ その他当社が必要と判断した場合
- (2) 当社は、前項の約款変更を行う場合には、効力発生日の 3 ヶ月前までに、当社 Web サイト(<https://officedenki119.com/>) 上への提示、その他当社が指定する方法により、当該変更を発電者に対して告知するものいたします。

3. 定義

次の言葉は、本買取約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 太陽光発電設備
太陽光エネルギー源を電気に変換する設備およびその付属装置をいいます。
- (2) 一般送配電事業者
電気事業法第2条第1項第9号に定める事業者をいいます。
- (3) 託送供給等約款
電気事業法第18条の規定にしたがい、発電場所を供給区域とする一般送配電事業者が定めた託送供給等約款で、経済産業大臣の認可を受けたものをいいます。
- (4) 発電者
当該発電設備により電気を発電する者をいいます。
- (5) 発電場所
当該発電設備により電気を発電する場所をいい、託送供給等約款における発電場所にかかる規定に準ずるものといたします。
- (6) 接続契約
当該発電設備を一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に系統連系するための契約をいいます。
- (7) 買取電力
当該発電設備において発電した電気のうち、発電者が当社に供給する電力(キロワット)をいいます。
- (8) 買取電力量
当該発電設備において発電した電気のうち、発電者が当社に供給する電力量(キロワット時)をいいます。設備ID
当該発電設備または事業計画の認定時に当該発電設備に割り振られるIDをいいます。
- (10) 発電出力
当該発電設備の定格発電出力(キロワット)をいい、本買取約款においては、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力といたします。ただし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。
- (11) 発電バランシンググループ
託送供給等約款に定める発電量調整受電計画差対応電力等を算定する対象となる単位で、当社と一般送配電事業者において設定するものをいいます。
- (12) 給電指令
当該発電設備の運用について、一般送配電事業者から指令することをいいます。
- (13) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

4. 単位および端数処理

本買取約款において、買取料金その他を計算する場合の単位および端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 買取電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、一般送配電事業者が受電用電力量計により計量し、当社へ連絡する値の最小値といたします。
- (2) 買取料金その他の計算における金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5. 実施細目

本買取約款の実施上必要な細目的事項は、本買取約款の趣旨に則り、そのつど発電者と当社との協議によって定めます。

II 買取契約の申込み

6. 買取契約の要件

発電者が当社との買取契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

- (1) 一般送配電事業者との接続契約を締結していること。
- (2) 一般送配電事業者からの給電指令にしたがうこと。

- (3) 託送供給等約款における発電者に関する事項について遵守すること。
- (4) 電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン、系統技術要件、一般送配電事業者との系統連系に関する運用申し合わせ事項および系統連系に係る設備設計のほか、監督官庁、業界団体または一般送配電事業者が定める系統連系に関する業務の取扱いや技術要件に関する規定等を遵守すること。

7. 買取契約の申込み

発電者は、次の事項を明らかにして、当社所定の方法により申込みをしていただきます。

- (1) 発電者の名称および連絡先等
- (2) 発電場所
- (3) 受電地点特定番号
- (4) 発電出力
- (5) 設備ID
- (6) 当該発電設備の概要
- (7) その他当社が必要と判断した事項

8. 買取契約の成立、更新および契約期間

- (1) 買取契約は、発電者の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - ア. 契約期間は、余剰電力の買取のためのスイッチングが完了した日から2年間を経過する日までとします。
 - イ. 契約期間終了2ヶ月前までに、発電者ないし当社より何らの申し出もないときは、契約内容は従前の内容と同一の内容にて、1年間、更新されるものとし、以後も同様とします。
 - ウ. 契約期間終了2ヶ月前までに、発電者ないし当社のいずれかが契約を更新しない旨の通知を書面またはメールにて行った場合、買取契約は、契約期間終了日に終了するものとします。なお、本契約終了後の余剰電力売却先の変更手続は、発電者が自身の責任と負担にて、行うものとします。

9. 電気方式または標準周波数等

電気方式、標準周波数、標準電圧、責任分界点および財産分界点は、発電者と一般送配電事業者との接続契約と同一といたします。

10. 買取契約の単位

当社は、原則として1発電場所につき1買取契約を結びます。

11. 電力買取の開始

当社は、発電者の買取契約の申込みを承諾した後、買取開始に係る準備その他必要な手続きを経て、スイッチングが完了した日より、電力買取を開始いたします。なお、買取開始日は、原則として再生可能エネルギー特別措置法第3条第1項にもとづき経済産業大臣が定める調達期間の満了月以降の検針日、または一般送配電事業者との系統連系開始日以降の最初の検針日といたします。

12. 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、一般送配電設備の供給設備の状況、発電者の債務の支払状況その他当社所定の審査によって、買取契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

13. 買取契約書の作成

特別の事情がある場合で、発電者または当社が必要とするときは、電力買取に関する必要な事項について、買取契約書を作成いたします。

Ⅲ 買取料金の算定および支払い

14. 買取料金

(1)買取料金は、買取料金の算定期間を「1ヶ月」として、一般社団法人日本卸電力取引所(以下、「JEPX」といいます。)の24時間帯における30分コマごとの買取電力量に、(2)に記す当該30分コマに係る市場単価から、取引手数料を減じた単価(以下、「買取単価」といいます。)を乗じて得た金額(以下、「日別買取料金」といいます。)を算定期間内で合計した金額といたします。但し、当該計算結果が負の値になる場合には0円とします。また、合計した金額の小数点以下は切り捨ていたします。

(2)市場単価

JEPXのスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間で24時間帯における30分コマの各地域のエリアプライス単価をいいます。但し、JEPXスポット市場の取引の停止、その他の事由により、当該価格により難しい場合には、当社が適用と決定した単価とします。また市場単価には、消費税等相当額を含みません。

(3)取引手数料

取引手数料は、当社WEBサイト上で公表いたします。

なお、取引手数料について変更する場合は、その効力発生日を定めたいえ、当社のWebサイトの掲載その他当社が適当と判断した方法により、発電者にあらかじめお知らせいたします。

(4)日毎買取料金

日別買取料金	$30\text{分コマの買取電力量} \times (\text{市場単価} - \text{取引手数料}) \times 1.1 (\text{消費税相当額})$
--------	---

15.買取料金の適用開始の時期

買取料金は、買取開始日から適用いたします。

16.買取料金の算定期間

- (1)買取料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電力買取を開始し、または買取契約が終了した場合の買取料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
- (2)記録型計量器により計量する場合で、一般送配電事業者があらかじめ発電者に電力量計の値が記録型計量器に記録される日(以下「計量日」といいます。)をお知らせしたときは、買取料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電力買取を開始し、または買取契約が終了した場合の買取料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

17.買取電力量の計量等

- (1)買取電力量は、一般送配電事業者の受電用電力量計により計量するものといたします。
- (2)受電用電力量計は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者が取り付けるものといたします。
- (3)受電用電力量計の検針は、毎月、原則として検針日に一般送配電事業者が行うものといたします。なお、当該検針の結果を当社が受領いたします。
- (4)受電用電力量計に故障が生じたときは、発電者は、すみやかに一般送配電事業者はその旨を連絡するものとし、その故障期間内の買取電力量は、発電者と当社との協議をふまえ、当社と一般送配電事業者との協議によって決定するものといたします。
- (5)受電用電力量計の検針、修理、交換または検査のために、一般送配電事業者が発電場所に立ち入ることがあります。発電者は正当な理由がない限り、当該事項について承諾をしていただきます。

18.買取料金の支払いについて

当社は、本買取約款14から17にもとづき算定した8月の検針日から2月の検針日前日までの6ヶ月間の買取料金額の合計額を4月末日までに、2月の検針日から8月の検針日前日までの6ヶ月間の買取料金の合計額を10月末日までに、一括して発電者の指定する金融機関口座に支払うものとします。

この場合の振込手数料は、当社が負担いたします。

※なお、一般送配電事業者から当社への買取電力量の提供が遅延するなど、当社の責によらない事由により、買取電力量が確定できない場合、当該買取料金計算を次月に繰り越す場合があります。

また、指定の口座番号違いにより振込みできない場合は、次月に繰り越す場合があります。

Ⅳ 電力買取

19. 適正契約の保持

当社は、発電者との買取契約が電力買取の状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに買取契約を適正なものに変更していただきます。

20. 電力買取の停止または制限もしくは中止

- (1) 次のいずれかに該当し、これにより一般送配電事業者の託送供給等が停止した場合、電力買取を停止することがあります。
 - ア. 発電者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のために緊急を要する場合
 - イ. 発電場所内の一般送配電事業者の電気工作物を発電者が故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - ウ. 託送供給等約款の定めに反して、一般送配電事業者の供給設備と発電者の電気設備との接続を行った場合
 - エ. 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用され、または電気を使用された場合
 - オ. その他託送供給等約款に反した場合
- (2) (1)に定めるほか、一般送配電事業者の託送供給等約款における給電指令の実施等に係る規定に準じて、電力買取を制限または中止することがあります。

21. 損害賠償等

- (1) 発電者が電力買取にともない、当社または第三者に対し、発電者の責めとなる理由により損害を与えたときは、発電者は賠償の責めを負うものといたします。
- (2) 買取開始日の遅延または「20(電力買取の停止または制限もしくは中止)」によって電力買取を停止し、または制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 当該発電設備の電圧上昇制御機能等の動作等、当社の責めとならない理由によって買取電力量が減少した場合には、当社は、その減少した買取電力量について補償の責めを負いません。

22. 電力買取にともなう発電者の協力

- (1) 当社は、必要に応じて発電者から当該発電設備の発電記録等は無償で提供していただきます。
- (2) 一般送配電事業者の供給設備または発電場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査等を行う場合、一般送配電事業者または一般送配電事業者から委託を受けて保安業務を実施する者が発電場所内に立ち入ることができるものとし、発電者は正当な理由がない限り、当該事項について承諾をしていただきます。
- (3) 次の場合には、その旨を発電者からすみやかに一般送配電事業者へ通知していただきます。
 - ア. 発電場所内の引込線等の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - イ. 発電者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (4) 発電者が、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、発電者にその内容の変更をしていただくことがあります。

Ⅴ 買取契約の変更および終了

23. 買取契約の変更

- (1) 当該発電設備の全部もしくは一部の変更を希望される場合、または当該発電設備の制御方法もしくは配線の変更を希望される場合には、あらかじめその旨を当社に申し出ていただきます。
- (2) 相続その他の原因によって、新たな発電者が、それまでの買取契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電力買取を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。
- (3) 発電者が買取契約の変更を希望される場合には、Ⅱ（買取契約の申込み）に定める新たに買取契約を希望される場合の手続きに準ずるものといたします。

24. 買取契約の解約等

- (1) 買取契約の成立後、発電者が買取契約を解約しようとする場合は、あらかじめその希望する解約希望期日を定めて、当社に通知していただきます。
 - ア. 当社または一般送配電事業者は、発電者の電気設備または一般送配電事業者の供給設備において、電力買取を終了させるための適当な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じて発電者に協力をさせていただきます。
 - イ. 当社との買取契約を解約させ、他の小売電気事業者との買取契約に変更する場合の廃止日は、原則としてお客さまが新たに買取契約を締結する他の小売電気事業者の供給開始日と同一の日といたします。
- (2) 買取契約は、原則として発電者が当社に通知された解約希望期日に終了いたします。ただし、当社が発電者の解約通知を解約希望期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に買取契約が終了したものとみなします。また、発電者の電気設備または一般送配電事業者の供給設備において、発電者が通知した解約希望期日に買取契約を終了させるための措置をとることが困難であると当社が判断する場合、当社が解約希望期日に変えて、代わりの日を解約期日として定めることがあります。この場合については、当社は、合理的に可能な限り解約希望期日に近い期日を新たに解約期日と定め、発電者に書面その他の方法により通知します。
- (3) 当社は、次の場合には、買取契約を解約することがあります。なお、この場合、原則として解約日の15日前までに、お客様に解約する旨の通知をいたします。
 - ア. 「20（電力買取の停止または制限もしくは中止）」によって電力買取を停止された発電者が、当社または一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - イ. 発電者が、本買取約款によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合、または他の買取契約（すでに終了しているものを含みます。）によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合
 - ウ. 当該発電設備の更新等について適切な申込みをされない場合等、「19（適正契約の保持）」に定める適正契約への変更に応じていただけない場合
 - エ. 本買取約款に規定された措置を講じていただけない場合、または買取契約や本買取約款に違反した場合
 - オ. その他、上記アからエに類する状況が発電者に認められた場合
- (4) 発電者が、(1)による通知をされないで、その発電場所から移転される等、当社との電力買取がなされていないことが明らかな場合には、当社または一般送配電事業者が、電力買取を終了させるための処置を行った日に買取契約は終了するものといたします。

25. 買取契約終了後の債権債務関係

契約期間中の買取料金その他の債権債務は、買取契約の終了によっては消滅いたしません。

Ⅵ 工事費負担金等相当額

26. 工事費負担金等相当額

電力買取の開始または買取契約の変更等にもとない一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合において、一般送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされたときは、当社は、その工事費等に相当する金額を発電者から申し受けます。

27. 工事費負担金等相当額の申し受けおよび精算

当社は、工事費負担金等相当額を原則として工事着手前に申し受けます。なお、工事完成後に託送供給等約款にもとづき当社と一般送配電事業者が工事費等を精算する場合には、当社は、発電者とすみやかに工事費負担金相当額を精算するものといたします。

Ⅶ その他

28. 守秘義務

発電者は、買取契約の締結により知りえた当社の秘密情報を厳に秘密として保持し、第三者に対して開示または漏洩してはならないものといたします。

29. 発電者に係る個人情報の利用

- (1) 当社は、発電者の氏名、名称、電話番号、住所および当該発電設備の情報(稼働等の情報を含みます。)(発電者を識別できる情報をいい、以下総称して「発電者に係る個人情報」といいます。)(の取扱いに関する指針(以下「プライバシーポリシー」といいます。))を定め、これを当社 Web サイト等において通知いたします。
- (2) 当社は、発電者に係る個人情報について、電気事業その他関連する業務の健全な運営または発電者の利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用いたします。
- (3) (2)の定めによるほか、当社は、発電者に係る個人情報について、当社 Web サイト等において通知する「個人情報の取扱いについて」に定めるところにより、当社が指定する共同利用者と共同で利用し、また当社が指定する第三者へ提供する場合があります。

30. 反社会的勢力の排除

- (1) 発電者には、買取契約の締結時点および将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明し、保証していただきます。
 - ア. 暴力団員(暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)の構成員)
 - イ. 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者)
 - ウ. 暴力団関係企業の構成員(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業の構成員)
 - エ. 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
 - オ. 社会運動等標榜ゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)
 - カ. 特殊知能暴力集団等(アからオに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者)
 - キ. その他アからカに準ずる者
- (2) 当社は、発電者が(1)に違反していることが判明した場合、または発電者が(1)に違反している疑いがあると認めた場合は、ただちに買取契約を解約いたします。

31. 管轄裁判所

当社は、利用者と当社の間で本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じ、名古屋簡易裁判所または名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

32. 誠実協議

本買取約款に定めのない事項または本買取約款によりがたい特別な事情が生じた場合は、発電者および当社は誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。

附則(実施期日)

2025 年 5 月 1 日実施

